

国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業のうち
国内肥料資源流通促進支援 公募要領

第1 総則

国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業のうち国内肥料資源流通促進支援（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領に定めるものとします。

なお、事業内容等については、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「実施要領」という。）を併せて御確認ください。

第2 趣旨

作物生産において必要不可欠な農業資材の一つである肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けざるを得ない状況です。

昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に対応するとともに、肥料を生産現場に安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進める必要があります。

このため、海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を原料とする肥料（以下「国内資源由来肥料」という。）への転換を進めるための国内資源由来肥料の流通促進に向けた取組を支援します。

第3 事業内容

本事業の事業内容は、国内資源由来肥料の肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者のマッチング等の全国的な取組推進に必要な以下の取組とします。

- （1）国内資源由来肥料の流通促進に必要な検討会等の開催
- （2）国内資源由来肥料の流通促進に必要な調査の実施
- （3）国内資源由来肥料の流通促進に必要な情報発信
- （4）その他必要な事項

その他必要な事項は、以下の取組とします。

- ① 先進事例の提供や関係事業者間の交流等を内容とするマッチング会合の開催
- ② 国内資源由来肥料の利用拡大に関する関係事業者からの相談に対応可能なサポート体制の構築

第4 事業実施主体の要件

事業実施主体は、下表の区分の欄に掲げる者とし、要件は、下表の要件の欄のとおりとします。

区分	要件
民間団体等	定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程が定められており、全国的な観点から本事業の目的を達成するため体制を有している次のいずれかとする。 （1）民間企業 （2）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） （3）事業協同組合及び事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） （4）農業協同組合連合会

	(5) 学校法人 (6) 特定非営利活動法人 (7) 独立行政法人 (8) 特殊法人 (9) 許可法人 (10) 協議会
--	---

第5 補助対象経費の範囲

本事業の補助対象経費は、別表に掲げるもののうち、第3に掲げる事業の実施に必要な経費とします。また、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類（領収書の写し等）によって金額等が確認できるものとします。

第6 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は申請できません。

- 1 事業実施主体の運営に係る経費
- 2 パソコン、デジタルカメラ等の汎用性のある備品の購入費
- 3 本事業により農産物の収量及び品質が低下した場合の補てん料
- 4 本事業を実施するために雇用した者に対して支払う経費のうち、実働に応じた対価として支払う賃金以外の経費
- 5 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 6 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第236号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 7 飲食費
- 8 補助金の交付決定前に支出される経費（交付決定前着手届を提出する場合を除く。）
- 9 本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費
- 10 国が補助する他の事業と重複する経費
- 11 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したものとして証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

本事業の補助金額については、予算及び補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますので御留意ください。

また、本事業の補助率は、定額とします。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定日から令和6年3月31日までとします。

第9 成果目標

本事業の成果目標は、全国段階において継続的に活動できる推進体制を構築し、マッチング等の取組を実施することとし、目標年度は事業実施年度とします。

第10 申請書類の作成及び提出等

1 申請書類等

事業実施主体となることを希望する者は、申請書類を作成し、提出期限までに提出先に御提出ください。

申請書類の作成及び提出に当たっては、交付等要綱及び実施要領に定める事項についても御留意ください。

(1) 申請書類

ア 応募申請書（別紙1）

イ 事業実施計画書（実施要領別紙1 別記様式第5－3号）

ウ 事業実施計画書の第3に掲げる取組内容に関する実施体制図並びに具体的な計画内容及びスケジュールを示す書類

エ 事業実施計画書の第4に掲げる事業実施経費の経理その他の事務に関する管理・責任体制図

オ 審査基準（別紙2）の審査項目に関連する取組や実績がある場合には、その内容を示す書類

(2) 提出先

申請書類の提出先は以下のとおりです。

農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課

〒260-0844

東京都千代田区霞が関1－2－1

電話番号：03-3593-6495

メールアドレス：dojou@maff.go.jp

(3) 提出期限

令和5年4月21日（金曜日）17時必着

(4) 事業の内容、申請書類等の作成等に関する問合せ先

本事業についての問合せ先は、申請書類の提出先となります。なお、問合せの受付時間は、午前10時から午後5時まで（土・日・祝祭日及び午後0時から午後1時までを除く。）とします。

2 提出に当たっての注意事項

(1) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。

(2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

(3) 申請書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には持参も可としますが、ファクシミリによる提出は受け付けません。

(4) 申請書類を郵送する場合には、1（1）に掲げる申請書類を一つの封筒に同封し、封筒の表に、「国内肥料資源利用拡大対策事業の申請書類在中」と朱書きの上、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により郵送してください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

(5) 申請書類を電子メールで送付する場合には、件名を「国内肥料資源利用拡大対策事業の申請書類提出（〇〇〇）」（※〇〇〇は申請者名）と記載し、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、提出先に提出した旨を御連絡ください。

(6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替えは不可とし、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御承知ください。

(7) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

(8) 申請書類の審査に当たり、申請内容についてヒアリングや関連資料の追加提出を求める場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

第11 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、農林水産省農産局長が定めるところにより設置される選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準（別紙2）に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

（1） 審査の方法

提出された申請書類について、内容を確認し、必要に応じて申請者にヒアリングや関連資料の追加提出を求めるものとします。次に、委員会において、審査基準に基づいて審査を行い、得点が高い順から採択優先順位を決め、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定するものとします。

なお、応募申請書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき交付決定の取消しがあった補助事業者等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者又は間接補助事業者等については、採択しないものとします。

また、必要に応じて、予算の範囲内で補助率を下げ、補助金交付候補者を選定できるものとしますが、審査項目において一つでも不採択がある場合には、補助金交付候補者として選定することはできないこととします。

（2） 審査の得点

審査は、事業実施計画書の妥当性、事業実施主体の適格性、取組内容の成果目標等を勘案して総合的にを行います。

（3） 審査結果の通知等

① 農林水産省は、補助金交付候補者となった申請者に対して、採択された旨を通知します。

なお、採択に当たり、申請内容については、審査結果に基づいて修正いただく場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

② 農林水産省は、補助金交付候補者とならなかった申請者に対して、補助金交付候補者とならなかった旨を通知します。

③ 審査内容については、非公開とします。農林水産省において、審査に携わった者は、審査において知ることのできた内容について、第三者に漏えいすることはできません。

④ 補助金交付候補者の決定に係る審査の経過や審査結果についての問合せには答えることができませんので、あらかじめ御承知ください。

第12 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を遵守してください。

1 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱及び実施要領を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を負う必要があります。

2 補助金の経理

（1）事業実施主体は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておく必要があります。

（2）事業実施主体は、（1）の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、（1）の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管する必要があります。

3 取得財産の管理

（1）事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」

という。)については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

(2) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

第13 自社製品の調達がある場合の利益等排除

補助事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象経費の実績の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上相応しくないため、事業実施主体自身から調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとします。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合があります。

別表（実施要領別紙1－4第2関係）

費目	内容	注意点
備品費	・ 本事業を実施するために直接必要な備品の導入に係る経費。但し、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・ 取得価格が 50 万円未満のものに限る。 ・ 耐用年数が経過するまでは、善良な管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
会場借料	・ 本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信・運搬費	・ 本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・ 切手は物品受払簿で管理すること。 ・ 電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費	・ 本事業を実施するために直接必要な分析機器、農業用機械等の借上経費 ・ 本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務器具及び事務所等の借上経費 ・ 現地確認のための自動車の借上経費	・ レンタルが困難な場合には、リースも対象とする。但し、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。 ・ 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクターをレンタルする場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface(複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社の Web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和 4 年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。
印刷製本費	・ 本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に係る経費	
消耗品費	・ 本事業を実施するために直接必要な短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品（土壌診断に必要な試薬等） ・ 実証試験に用いる低廉な器具 ・ USB メモリ等の低廉な記録媒体等	
情報発信費	・ 本事業を実施するために直接必要な広告、啓発に要する経費	・ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
燃料費	・ 本事業を実施するために直接必要な農業用機械等の燃料代	

費目	内容	注意点
旅費	・ 本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認、成果発表等を事業実施主体等が行うための旅費 ・ 本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
謝金	・ 本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 都道府県協議会及び事業実施主体に対する謝金は認めない。
委託費	・ 本事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費	・ 本事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない業務の役務発注にかかる経費	
雑役務費	・ 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 ・ 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
賃金等	・ 本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに費用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

- (注) 1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別紙 1

年 月 日

所在地

申請者名

代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源活用総合支援事業に係る応募申請書

国内肥料資源活用総合支援事業公募要領第 10 に基づき、関係書類を添えて応募します。

なお、応募に関する担当者は、次のとおりです。

【担当者】

所属・役職：

氏名：

電話番号：

E-mail：

別紙 2

国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業のうち 国内肥料資源流通促進支援に係る審査基準

国内肥料資源活用総合支援事業のうち国内肥料資源流通促進支援に係る審査基準は下表のとおりとします。

農林水産省は、提出された申請書類について、採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から採択優先順位を定め、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定するものとします。

なお、審査項目のうち一つでも不採択がある場合には、補助金交付候補者として選定することはできないこととします。また、ポイントの合計値が低い場合には、不採択とすることがあります。

審査項目	評価項目	配分基準	ポイント
① 有効性 【成果目標の妥当性】	・事業の成果目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・事業の取組内容に対して適切な成果目標を設定しているか。	概ね認められる 一部認められる 認められない	3 1 不採択
② 効率性 【事業実施計画書の妥当性】	・スケジュールに無理がなく、実現可能性があるか。 ・事業実施経費は妥当なものになっているか。 ・事業の目的の達成に必要な取組内容を計画しているか。	概ね認められる 一部認められる 認められない	3 1 不採択
③ 実現性 【事業実施体制の妥当性】	・事業の取組内容を的確に遂行するために必要な実施体制を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。 ・事業の目的の達成のために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。 ・特定の事業実施場所を選定する取組内容にあつては、事業の目的に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	概ね認められる 一部認められる 認められない	3 1 不採択

審査項目	評価項目	配分基準	ポイント
④ 取組の規模	・肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者等が広く参画可能な計画となっているか。	十分に認められる 概ね認められる 一部認められる 認められない	10 6 2 0
⑤ 取組の工夫	・取組のフォローアップの実施など取組の効果を高める工夫が計画に位置付けられているか。	十分に認められる 概ね認められる 一部認められる 認められない	10 6 2 0
⑥ 取組内容の情報発信	・取組内容や成果等を広く情報発信する方法を含む計画となっているか。	十分に認められる 概ね認められる 一部認められる 認められない	10 6 2 0
⑦ 事業実施主体の取組実績等	・国内肥料資源に関する知識を十分有した者が参画し、これまでに類似の取組実績を有しているか。	実績が多くある 実績がある 実績がない	10 5 0
⑧ 国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会との関わり	・国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会の令和5年度の取組内容を後押しする事業実施計画となっているか。 (参考 URL) https://www.maff.go.jp/j/seisan/sizen/sizai/s_hiryo/kokunaishigen/zennkokusuishin.html	十分に認められる 概ね認められる 一部認められる 認められない	10 6 2 0

(注) 1 審査項目に1つでも不採択がある場合、その申請は不採択とします。

2 ポイントの合計数が同じ場合には、事業費が低いものを上位とします。